

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.1.5	R2.3.5	別紙11 要保護及び準要保護児童生徒が100人以上でその学校の児童生徒に対する割合が25/100以上の学校数調（平成24、25、30、31年） 様式6 要保護・準要保護児童生徒数調（30.5.1）小学校（各区市町村） 様式6 要保護・準要保護児童生徒数調（30.5.1）中学校（各区市町村）	123		1													学校番号欄、学校名欄、児童数欄、要準児童の比率欄、生徒数欄及び要準生徒の比率欄、総児童数欄及び総児童数に対する割合欄 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当） 非開示部分は、要保護及び準要保護児童生徒の人数や割合の多い学校に係る情報である。このような情報を公にすることで、当該校に通う児童生徒の家庭の経済状況の傾向が明らかとなり、当該校に通う児童生徒や保護者、該当する区市町村教育委員会から東京都教育委員会に対する信頼を損ない、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁人事部人事計画課	
2	R2.1.10	R2.3.5	令和元年度分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	1	1															教育庁総務部総務課	
3	R2.1.10	R2.3.5	平成30年分 給与所得の源泉徴収票 令和元年分 給与所得の源泉徴収票	2		1					1									東京都教育委員会情報セキュリティ委員会は外部に公開していない委員会であり、委嘱している外部委員の弁護士の仕事又は住所、氏名及び受給者生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	教育庁総務部教育情報課
4	R2.1.10	R2.3.5	内訳書（民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業技術審査委員会審査委員）	1	1															教育庁指導部管理課	
5	R2.1.10	R2.3.5	給与所得の源泉徴収票（平成28年から令和元年分まで） 支払内訳書	13		1					1									住所、受給者生年月日、氏名の姓、氏名、所属の一部 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	教育庁指導部管理課
6	R2.1.10	R2.3.5	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿 法定調書作成一覧表	11		1					1									・保護者である者の「氏名」「しめい」「フリガナ（半角カタカナ）」「郵便番号」「住所」「支払相手住所」「受給者生年月日」「支払相手生年月日」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	教育庁人事部職員課
7	R2.1.10	R2.3.5	「東京都教育相談センター事業評価委員会委員」謝礼金及び「学校問題解決サポートセンター専門家等」に対して支払った報償費の内訳書	94		1					1									「東京都教育相談センター事業評価委員会委員」の氏名及び所属・役職等並びに「学校問題解決サポートセンター専門家等」の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	教育庁教育相談センター

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分											非開示理由等	所管局部課等			
				総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号
35	R2.3.5	R2.3.19	2014年9月～2020年2月の間に、文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる文書及びメールのすべて。 同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課から文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールすべて。	-				1										請求に係る公文書を作成及び取得していないため	教育庁人事部職員課
36	R2.3.5	R2.3.19	2014年9月～2020年2月の間に、文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる文書及びメールのすべて。 同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課から文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールすべて。	-				1										請求に係る公文書を作成及び取得していないため	教育庁人事部勤労課
37	R2.3.5	R2.3.19	2014年9月～2020年2月の間に、文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる文書及びメールのすべて。 同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課から文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールすべて。	-				1										指導部指導企画課では請求に係る公文書を現に保有しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
38	R2.3.5	R2.3.19	2014年9月～2020年2月の間に、文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる文書及びメールのすべて。 同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課から文部科学省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールすべて。	-				1										請求内容に該当する文書及びメールは存在しないため	教育庁総務部教育政策課
39	R2.3.22	R2.3.30	東京都の情報科の教員採用で副免許規定を廃止する方針を決めたことがわかるもの。この方針について文部科学省との間で情報共有したとわかるもの。（決裁文書等を含む。）	-				1										当課において、令和2年度東京都公立学校教員採用候補者選考（3年度採用）の実施要綱を策定するにあたり、高等学校の情報科教員の受験資格（情報の免許に加え、他教科の免許を有するこの要否）を検討したが、その検討は口頭で行われ、公文書は存在しないため なお、検討にあたり、文部科学省との情報共有は行っていない。	教育庁人事部選考課
40	R2.3.19	R2.3.27	挨拶—卒業生の皆さんへ—（都立深沢高等学校、都立大島高等学校全日制課程、都立大島高等学校定時制課程、都立国立高等学校、都立田無工業高等学校）	5	1														教育庁指導部管理課
41	R2.3.9	R2.3.31	・平成31年度都立高等学校図書館管理業務委託契約に係る採用候補者及び採用者決定基準 ・平成30年度都立高等学校図書館管理業務委託契約に係る採用候補者及び採用者決定基準 ・平成29年度都立高等学校図書館管理業務委託契約に係る採用候補者及び採用者決定基準		1														都立学校教育部 高等学校教育課
42	R2.3.9	R2.3.31	・平成31年度都立高等学校図書館管理業務委託技術審査委員会の審査結果（技術点）について（通知）（平成31年3月1日付30教学高第2556号） ・平成30年度都立高等学校図書館管理業務委託技術審査委員会の審査結果（技術点）について（通知）（平成30年3月1日付29教学高第2491号） ・平成29年度都立高等学校図書館管理業務委託技術審査委員会の審査結果（技術点）について（通知）（平成29年3月1日付28教学高第2342号）			1									1			職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより業務に関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当）	都立学校教育部 高等学校教育課
43	R2.3.10	R2.3.24	旅費請求内訳書	2	1														教育庁東部学校 経営支援センター 経営支援室
44	R2.3.10	R2.3.24	28教指企第1415号「平成28年度都立学校の卒業式への職員の派遣について」	2	1														教育庁東部学校 経営支援センター 経営支援室
45	R2.3.10	R2.3.24	旅費請求内訳書	2		1						1						旅行者の最寄り駅については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある者であるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当）	教育庁東部学校 経営支援センター 経営支援室
46	R2.3.10	R2.3.24	2014年4月8日（火）実施の都立湘江高等学校入学式に関する以下の文書（都教委の職員について） ・どのような肩書の職員が来たのか ・職務内容は何だったのか ・そのような出張命令の決定の経緯が分かる文書（誰が、いつ、どのように） ・旅行命令簿	-				1										・請求に係る公文書は保存期間超過により廃棄済みで存在しないため ・2017年3月4日（土）実施の都立湘江高等学校卒業式に関する旅費請求内訳書（ ）は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課

